

第1号様式（第8条関係）

令和 2 年 4 月 10 日

東員町議会

議長 水谷 喜和 様

東員町議会議員

三林 浩

令和元年度 政務活動費に係る収支報告について

東員町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告を提出します。



令和元年度 政務活動費収支報告書

議員名

三林 浩

1 収入 政務活動費 120,000円

2 支出 (単位：円)

科目	支出額	備考
調査研究費	31,960	視察研修
研修費	50,800	地方議会研修
会議費		
資料製作費		
資料購入費	37,032	新聞購読料
広報費		
事務費		
合計	119,792	

3 残額

208 円

注) 備考欄には、主たる支出内訳を記載する。

令和元年度 政務活動費収支計算書

収入 (単位：円)

項目	収入年月日	金額	摘要
政務活動費	H31.4.25	110,000 円	11ヶ月分一括振り込み
	R2.3.10	10,000 円	1ヶ月分一括振り込み

支出 (No. 1) (単位：円)

項目	支出年月日	金額	摘要
資料購入費	H30.4分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R1.5分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R1.6分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R1.7分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R1.8分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R1.9分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R1.10分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R1.11分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R1.12分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R2.1分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R2.2分	3,086	新聞購読料
資料購入費	R2.3分	3,086	新聞購読料
調査研究費	R2.1.14~1.15	31,960	視察研修
研修費	R1.10.29~10.30	50,800	議員研修
合計		119,792	

領 収 書 等 添 付 一 覧 (令和元年度)

使途項目	調査研究費		
年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	整理番号
R21.14~1.15	京都丹後市及び与謝野町の政務活動費と議員間討議について	31,960 円	1
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		31,960 円	

※ 支出にかかる領収書等の貼付に当たり、添付事項を一覧に整理し、「領収書等の貼付用紙」の表紙として活用してください。

使途項目	調査研究	整理番号	1
------	------	------	---

活動旅費明細書（令和元年度）

議員名 三林 浩

研修事項： 政務活動費及び議員間討議の活用等

目的地： 京都府 京丹後市、与謝野町

期間： 令和 2 年 1 月 14 日 から 令和 2 年 1 月 15 日（2日間）

(1) 交通費 24,110 円

(交通内訳)

日程	区 間	交通手段	交 通 費
R2.1.14 ～1.15	東員駅 ～ 峰山駅 (往)・(復)	鉄道	21,780 円
1月14日	峰山駅 ～ 京丹後市役所 (往)・復	タクシー	2,330 円
	～ 往・復	地下鉄	円
	～ 往・復		円
	～ 往・復	鉄道	円
合 計			24,110 円

(2) 宿泊費 7,850 円

(宿泊内訳) 実費 7,850 円 × 1 泊

(実費の上限は、14,800円)

合 計 31,960 円

注意

交通費及び宿泊費の算出については、東員町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。（日当は含めない。）

領収書等貼付用紙

使途項目	調査研究費
参考様式2の整理番号	1
領収書・その他証拠書類貼付欄 (支出年月日) 令和 2年 1月 15日	

領 収 書 RECEIPT

No. 222978 R 2 年 1 月 15 日

お名前 GUEST NAME 三林 浩 様

・神々の遊湯

天橋立温泉

阪急阪神第一ホテルグループ

天橋立ホテル

〒626-0001 京都府宮津市文珠310
TEL 0772-22-4111(代)
FAX 0772-25-1681



総合計	7,850	円也
クーポン・前受金	0	円
差引領収金額	7,850	円

※領収書等は、重ねずに貼ってください。
また、本用紙1枚に貼れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
	中日新聞購読
按分率等 按分の支出の場合	
その他	

領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令 和 元 年 度)

使 途 項 目	調 査 研 究 費
参 考 様 式 2 の 「 整 理 番 号 」	1

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 2 年 1 月 15 日

領 収 書

毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 857号

2020年01月15日

乗車料金
¥2330円

上記の通り正に領収致しました。

日本交通株式会社

京都府宮津市字今福小字荒木野995番1

領収書のお問い合わせは

0772-22-2188

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

令和 2 年 1 月 16 日

東員町議会
議長 三宅耕三 様

東員町議会 議員 三林 浩

研修報告書〔政務活動費充当研修〕

研修期間	令和 2 年 1 月 14 日 (火) ～ 1 月 15 日 (水) 【 2 日間 】
研修 (視察先)	京都京丹後市議会と与謝野町議会
目的 (テーマ)	政務活動費と議員間自由討議
参加議員名 (複数の場合記入)	①三宅耕三 ②川瀬孝代
資料添付の有無	有 ・ 無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

〔議員氏名： 三林 浩 〕

研修概要、内容 所感

1. 概要

1) 日時 令和2年1月14日（火） 午後1時30分～午後3時

2) 場所 京丹後市議会

3) 内容

①挨拶・・・松本聖司 議長

②出席者の紹介

③議題

・政務活動費について

④お礼の挨拶・・・川瀬孝代 副委員長

2. 所感

京丹後市議会では、政務活動費のチェックを議長がしていると聞いていましたが、実際にお話を聞いてみますと事務局が行っているようで最後に議長の承認を取っているようでした。これに関しては同様であります。

今後の参考にしたいのは実績報告チェックシートの活用です。

このメリットは、誰がチェックしても安定して、漏れがないことです。

本町でも活用できるように考えていきたいと思いました。

3. 資料・・・別紙参照

1. 概要

1) 日時 令和2年1月15日（水） 午後10時～午後12時

2) 場所 与謝野町議会

3) 内容

①歓迎挨拶・・・安達 種雄（議会運営委員会委員長）

②挨拶・・・三林 浩（教育民生常任委員会委員長）

③自己紹介

④議会活性化の取組みについて

⑤質疑応答

⑥閉会

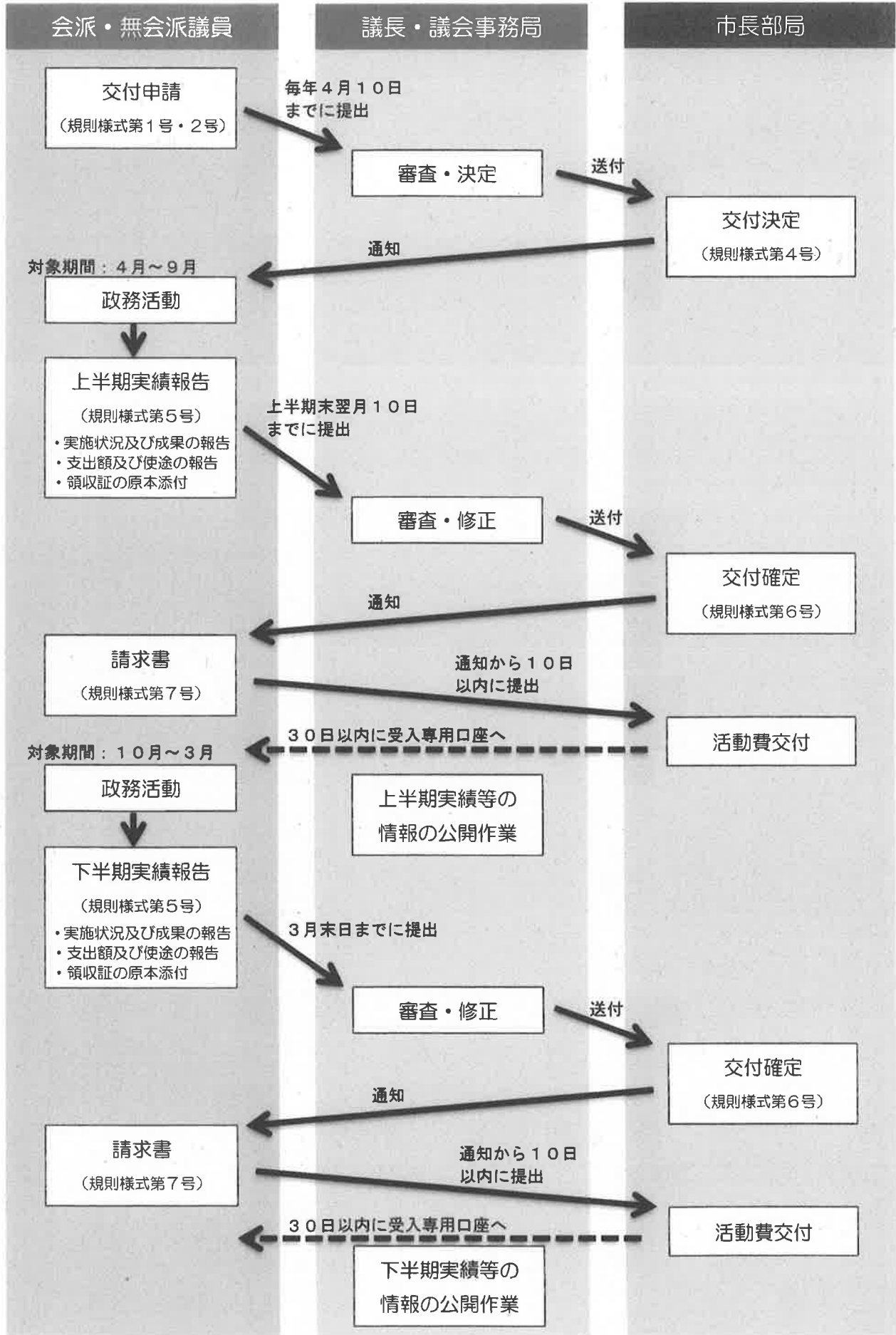
2. 所感

議員同士の自由討議の重要性はある程度理解していますが、どのように進めるかはリーダーの考え方で大きく左右する事が分かりました。私たち議員は、資質向上を目指し議会力を高めていきたいと思います。

3. 資料・・・別紙参照

以上

政務活動費の年間フロー



三重県東員町議会様 質問事項の回答（京都府与謝野町）

1) 議員同士の自由討議について

- (1) 協議調整の場とありますが、具体的にどのようにされていますか。
○本会議から全員協議会に切り替えて自由討議を行うこともありますし、前期の任期中は、多い時には月2回、議運でテーマを定めて、議員に呼びかけて行ったこともあります。
- (2) 自由討議はどのようなタイミングで行っていますか。
○議案について、協議調整が必要な場面になれば、全員協議会に切り替えて行う場合もあります。
- (3) 自由討議の内容は決まりがありますか。
例えば議案に関する事項でなければ駄目とか。
○前期の任期中に行った議員間討議は、その時の町の課題等について、テーマを定めて行った事例もありますし、前述のとおり議案に関する事項も協議する場合があります。
- (4) 自由討議後、どのように活用されているのですか。
○意見等を一致させることは、難しいですので、問題や課題であることを各議員が意識することからスタートしています。
○ときには、次につながるアイデアが出たり、方向性が見出せることもあります。
 - ・地酒の普及の促進に関する条例の制定
 - ・予算審議における付帯決議の可決
 - ・議会基本条例の一部改正（付帯決議の条項を追加）

2) 住民との対話機会について

- (1) 開催時期はいつ頃で、どのような体制で年に何回行っていますか。
○開催時期は、毎年10月頃に実施し、自治区全区の24区に出向いたり、小学校区単位（9箇所）であったり、旧町単位（3箇所）であったりと、毎年議運で諮り、決定しています。また、議員の体制については、議員全員で出向いたり、2班から3班に分けて班編成で出向いたりしています。
- (2) 実施当初の頃と比べて住民及び議会としてどのような変化がありましたか。
○平成24年度から8年連続して実施していますが、少しずつ参加者数が減少傾向にあることと、参加者が同じ顔ぶれになっている傾向もあると感じています。
- (3) 今後の課題は何ですか。

領 収 書 等 添 付 一 覧 (令和元年度)

使途項目	研修費		
年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	整理番号
R1.10.29~10.30	研修参加費	50,800 円	1
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		50,800 円	

※ 支出にかかる領収書等の貼付に当たり、添付事項を一覧に整理し、「領収書等の貼付用紙」の表紙として活用してください。

使途項目	研修費	整理番号	1
------	-----	------	---

活動旅費明細書（令和元年度）

議員名 三林 浩

研修事項： 公共施設マネジメントマスター講座

目的地： 東京都

期 間： 令和元年10月29日から令和元年10月30日（2日間）

(1) 交通費 24,900 円

(交通内訳)

日程	区 間	交通手段	交 通 費
10月28日	穴太駅 ～ 新宿御苑前駅 (往)・復	鉄道	12,250 円
10月29日	新宿御苑前駅 ～ 池袋駅 (往)・復	鉄道	200 円
10月30日	池袋駅 ～ 穴太駅 往・(復)	鉄道	12,450 円
	～ 往・復		円
	～ 往・復		円
合 計			24,900 円

(2) 宿泊費 10,900 円

(宿泊内訳) 実費 10,900 円 × 1 泊

(実費の上限は、14,800円)

合 計 35,800 円

注意

交通費及び宿泊費の算出については、東員町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。（日当は含めない。）

領収書等貼付用紙(令和元年度)

使 途 項 目	研修費
参考様式2の「整理番号」	1

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 1 年 10 月 28 日

領 収 証

三 林 浩 様

No.

金額

¥ 21,800-

但 御 宿 泊 代

令和元年 10 月 28 日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)



CITY HOTEL N.U.T.S

シティホテル エフ・ユー・ティ・エス

東京都新宿区新宿 1-16-5
TEL (03)5379-1041

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	政務活動費に使用したのは1日のみ	29日分のみ
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	21,800 ÷ 2 = 10,900 が政務活動費として計上	
そ の 他		

領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令 和 元 年 度)

使 途 項 目	研 修 費
参 考 様 式 2 の 「 整 理 番 号 」	1.

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 1 年 10 月 29 日

領 収 証

No.

2019 年 10 月 29 日

三 林 浩 様

金 額

¥15,000

内

消費税等

現金

但 10月29日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

令和 1 年 10 月 30 日

東員町議会
議長 三宅耕三 様

東員町議会 議員 三林 浩



研修報告書〔政務活動費充当研修〕

研修期間	令和 1 年 10 月 29 日 (火) ～ 10 月 30 日 (水) 【 2 日間 】
研修 (視察先)	公共施設マネジメントマスター講座
目的 (テーマ)	公共施設等を取り巻く環境と発想の転換
参加議員名 (複数の場合記入)	三宅耕三
資料添付の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

〔議員氏名： 三林 浩 〕

研修概要、内容 所感

1. 概要

- 1) 日時 令和元年10月29日（火） 午前10時～午後1時
- 2) 場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館（東京）
- 3) 講師 寺澤 弘樹
- 4) 内容

- ① 行政の経営感覚
- ② 眠る地域コンテンツ
- ③公共施設を取り巻く環境
- ④教科書型行政の限界と思考停止
- ⑤図書館等にみる発想の転換
- ⑥指定管理者制度
- ⑦包括施設管理業務委託

2. 所感

私は、本町における公共施設の維持管理等を考えると人口が減少していく中で、非常に厳しいものを感じます。 具体的に行政の担当者たちは、経営感覚が薄く、利益の追求ではないので、どうしても人に言われてから行動する傾向であると思う。また、失敗を恐れて自ら改善することに臆病である。その結果、後手後手に回り維持管理費も増大傾向になると考えられる。そのような事を改善するために指定管理者制度を取り入れていく傾向になりますが、これにも大きな落とし穴があります。それは行政はとにかく自分たちの手から離して第三者に委託することで安心してしまうことです。つまり全てを指定管理者制度に委ねて監視を怠ることです。今回の講座で注意しなければいけない事を全国の事例を見ながら分かりやすく受けれたことです。本町で言えば、陸上競技場がそれに値するので、近々の課題として興味深く聞くことが出来ました。また、他の施設等にも有効と思いますので、行政には最低「最終責任は行政」と言及したいと思います。

3. 資料・・・別紙参照

1. 概要

- 1) 日にち 令和元年10月30日（水）
- 2) 場所 ふるさと回帰支援センター

2. 所感

3年前に訪問しました「ふるさと回帰支援センター」を訪れました。毎年、ふるさとフェアを開催し、全国47都道府県の約400ほどの自治体やNPOなどが移住相談コーナー、ふるさとの特産品などのコーナーを設置しています。認知度は今一つ高くないので、今後はもう少し周知等をしたしたいと思います。

以上

■3-7. 公共施設等を取り巻く環境_「朽ちるインフラ」の顕在化



笹子トンネル崩落事故_山梨県警報道提供資料



洞爺湖町_伏見橋崩落事故

日本の公共投資は、64年の東京オリンピックの前後に大きな山を形成した。首都高速が象徴的で、インフラを一気に整備した。それから半世紀。現在建設中の施設は70~80年、あるいは100年ものような造り方をしている。ところが当時は、高成長を成し遂げ、先進国をキャッチアップするためのインフラ整備であり、技術的に十分な蓄積もなかった。まず造ることを優先したから50年を経て、大きな節目を迎えている。

東洋経済オンライン「社会資本の老朽化は想定内の緩やかな震災―「朽ちるインフラ」を書いた根本祐二氏(東洋大学大学院経済学研究所公民道橋専攻主任教授)に聞く」
<http://toyokeizai.net/articles/-/7443?page=2>

老朽化は、地震や津波などの自然災害と違って確実に起きる。

起こる可能性があるのではなく100%確実に老朽化する。

何も対策を取らなければ、いずれは朽ち果ててわれわれの生命や財産を危険にさらす。

老朽化はいつの間にか忍び寄り『緩やかな震災』である。東日本大震災による被害を二度と繰り返してはならないと考えるならば、同じように、老朽化という『緩やかな震災』にも対応すべきだ。

100%確実に予見できるということは、100%確実に避けることができるということ。

その知恵と力が日本人にないはずがない。

東洋大学 根本祐二教授「朽ちるインフラ-忍び寄るもうひとつの危機-」日経新聞社から抜粋

毎日フォーラムHP: <http://gandal.limedia.jp/articles/-/34525>
 北海道ニュースリンクHP: <http://www.hokkaido-nl.jp/detail.cgi?id=22881>

■3-8. 公共施設等を取り巻く環境_ふじみ野市_プール事故



○さいたま地方裁判所判決文

主 文
 被告人Aを禁錮1年6月に、被告人Bを禁錮1年に処する
 被告人A等に対し、この裁判確定の日から3年間、それぞれ
 その刑の執行を猶予する

(罪となるべき事実)

被告人Aは、ふじみ野市教育委員会体育課長として、同教育委員会が所管する社会体育施設の維持管理及び補修に関する事務等を管理するとともに、その事務を処理するため所屬職員を指揮監督する業務に従事していたもの、被告人Bは、同課管理係長として、上記事務等を処理するとともに、その事務を処理するため所屬職員を指揮監督する業務に従事していたものであるが、同教育委員会が所管する社会体育施設である埼玉県ふじみ野市のふじみ野市大井プールには、流水プール、児童プール、スライダープール、幼児プール及び噴水プールが設置されているところ、プール施設は、その性質上、施設の不備が遊泳者らの死傷事故につながる危険性を有するものであるから、ふじみ野市大井プールの維持管理及び補修に関する業務を責任者として分担していた被告人等は、一般の遊泳者らの利用に供するに当たり、上記危険を回避するため、ふじみ野市大井プールの維持管理及び補修に関する基本法令及び日本水泳を精説するなどして理解し、ふじみ野市大井プールの施設の構造や危険箇所、其他等を把握した上、必要の補修をするなどしてふじみ野市大井プールの施設の安全を管理すべき立場にあったところ、ふじみ野市大井プールに設置された流水プールの構造上、駆動ポンプの動力により、同プールの水が、隔壁に設けられた3か所の円形吸水口から吸水管を通してそれぞれ毎分約10立方メートルの割合で循環装置内に吸引入れられるなどして、流水プール内に水を発生させる仕組みとなっていたことから、上記各吸水口が、それぞれ遊泳者らの身体を吸引を防止するためのステンレス製防護柵(以下、「防護柵」という。)2枚で覆われており、防護柵が脱落した場合には、吸水口が露出して遊泳者らの身体が吸水管内に吸い込まれ、人の死傷の結果を生じるおそれがあったのであるから、

第1 被告人Aは、流水プールを一般の遊泳者らの利用に供するに当たり、部下職員らをして、防護柵が、その設計にない、ステンレス製ビスを用いて權受板に取り付けられ、確実に固定されていることを確認させることはもとより、ふじみ野市からふじみ野市大井プールの管理等に関する業務の委託を受けた本管理財株式会社(以下、「委託業者」という。)の代表者であることに対し、流水プールを一般の遊泳者らの利用に供している期間中、防護柵が確実に權受板に固定されているか否かを定期的に点検するための措置(以下、「定期的な防護柵点検措置」という。)を怠るべき旨を指示させた上で現にその措置が執られていることを確認させることなどにより、防護柵の脱落により露出した吸水口から遊泳者らの身体が吸引されることのないように防護柵を確実に權受板に固定すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、部下職員らをして、防護柵の固定状況を確認させる措置を執らず、上記に對して、

各過失の競合により、(略)本件防護柵を脱落させて遊泳者らの身体が本件吸水口からこれに接続している吸水管内に吸い込まれ、人の死傷の結果を生じる危険を発生させ、(略)流水プール内で遊泳中のT(当時7歳)を本件吸水口からこれに接続している吸水管内に吸引させて(略)、同人を上記傷害により死亡させたものである。

さいたま地方裁判所判決文

責任の所在は・・・

- ・施設の構造上の問題(プールの構造基準、流水プールと吸水口)
- ・管理運営体制上の問題(業者への丸投げ⇒無断再委託)
- ・実際の管理運営上の問題(点検項目不備:業務委託の範囲外)
- ・具体的対応上の問題(業務委託⇒全面委託の甘い認識)
- ・問題点の根底にあるもの(危険認識の希薄さないし欠如)

ふじみ野市プール事故調査報告書

罪を問われたのは・・・

・担当課長(禁錮1年6か月)と担当係長(禁錮1年)※執行猶予3年

⇒ともに失職

・委託業者社長(起訴猶予処分)

・再委託業者社長、同現場管理者(略式起訴1,000千円)

ふじみ野市大井プール事故後の実情から事故調査機関に望むこと

歴代の管理関係者(施設担当者)、市長(総合調整権)、議会(予算の議決権)等の責任は問われていない

さいたま地方裁判所_判決文: <http://www.city.fujimino.saitama.jp/profile/policy/pdf/furoku.pdf>
 ふじみ野市_大井プール事故調査報告書: <http://www.city.fujimino.saitama.jp/profile/policy/pdf/pooljikhohokoku.pdf>
 ふじみ野市_大井プール事故後の実情から事故調査機関に望むこと: http://www.caa.go.jp/safety/pdf/100917kentouka_8.pdf

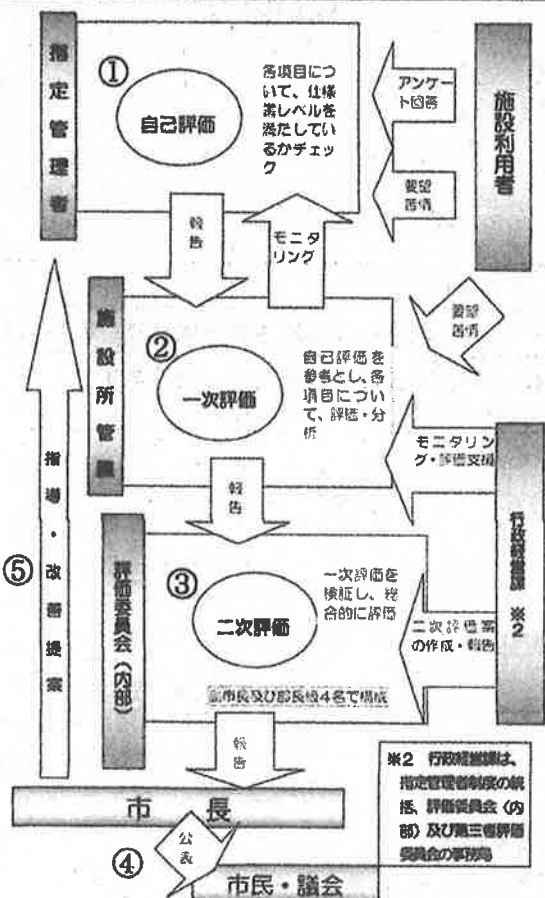
●「指定管理者制度の運用について」の発出 (2010年12月28日総行経第38号)

- ・公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- ・公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- ・指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、(略)施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること
- ・指定管理者の指定の申請にあたっては、(略)サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- ・指定管理者制度を活用した場合でも(略)必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- ・指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあつても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- ・指定管理者の選定の際に(略)個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- ・指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

ごく当たり前、基本的な事項について改めて総務省から発出されることの意義とは・・・
 →本来、PPPによるサービスの向上を目的としたはずの指定管理者制度が
 旧来型の行政システムの中でコスト・人員削減の一手法になってしまっていることの裏返しでは

総務省「指定管理者制度の運用について」の発出: http://www.soumu.go.jp/main_content/000096783.pdf

■6-2-2-1. 指定管理者制度_課題_モニタリング_評価フロー



【立川市_モニタリング・評価に関する役割分担】

- 指定管理者によるセルフモニタリング・自己評価
 指定管理者は、日常的なセルフモニタリングや自己評価を行い、その結果を事業報告書に記載し、市へ提出します。また、利用者アンケートを毎年実施し、その結果を公表し市へ報告することとします。
- 市_施設所管部署
 市は、公共サービスの水準を維持するため、仕様書や協定書に添って業務が履行されているか履行確認・改善指示・監視等を定期的に行います。このほか、利用者の施設運営に対する評価や苦情・要望を聞き、指定管理者に改善・指導していくことも必要です。
- 市_行政経営課
 指定管理者制度を統括する部門として、必要に応じて、指定管理者と施設所管部署の業務調整会議などに参加します。その際、施設所管部署とは異なる視点から業務の履行状況等を確認し、アドバイス等を行います。また評価委員会(内部及び第三者)を開催し、評価の結果を所管部署及び指定管理者にフィードバックしたり、モニタリング・評価の手法に反映させたりすることで、市民サービスの向上につなげるよう努めていくこととします。

指定管理者の自己評価・所管課による施設ごとの個別評価が大前提になり、公共施設全体から見た大局的な評価が不足
 ⇒経営的な評価がなされないことで施設のポテンシャルを生かす取組・改善に結びつきにくい

■6-4-2.指定管理者制度_事例_広島市_MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島



(1) 平成28年度指定管理経費等の収支状況

- ・指定管理者：株式会社広島東洋カープ
- ・運営の仕組み：プロ野球団等に在る球場の利用料金を収入とし、これを指定管理費に充てることとし、最低3億1,000万円を市へ納付

区分	予算	決算	備考
収入(A)	1億7,023万8千円	6億8,025万1千円	
費用(B)	1億7,023万8千円	6億8,025万1千円	プロ野球株式会社、アマチュア野球等の利用料金、マスコットの費用、京町田球場等
支出(C)	1億7,023万8千円	6億8,025万1千円	
維持管理費	2億5,922万8千円	2億8,113万7千円	球場の維持管理費
市への納付金	2億1,100万円	1億1,882万1千円	球場建設時に発生した市債の償還時限に相当

(2) 平成29年度に実施した取組環境の改善

ア 3階コンコース屋根防水改修工事【広島市主催】

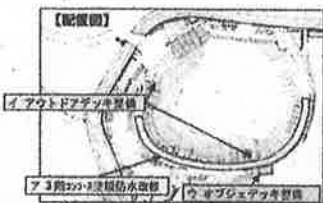
- (1) 改修概要
 - ・床下シタコ換気防水改修(1箇所)
- (2) 事業費：1,300万円
- (3) 完成時期：平成30年3月9日

イ アウトドアデッキ整備【カープ球団整備】

- (1) 改修概要
 - ・見晴らしのよい2階席にグループ席を増設(1箇所：定員10名、3箇所：定員30名)
 - ・ソファ、ベンチ、テーブルを設置
- (2) 事業費：1億2,000万円
- (3) 完成時期：平成30年3月末

ウ オブジェデッキ整備【カープ球団整備】

- (1) 改修概要
 - ・1階11塁側及び球場上にグループ席を増設(定員37名)
 - ・モニター、ホコリ物オブジェ12点を設置
- (2) 事業費：3,800万円
- (3) 完成時期：平成30年3月末



公式戦入場者数の推移(過去5年分中レギュラーシーズンのみ) 単位：人(試合数)

区分	2013年 (025)	2014年 (026)	2015年 (027)	2016年 (028)	2017年 (029)
リーグ順位	3位	3位	1位	1位	1位
本拠地球場 (試合数)	1,512,959 (70)	1,851,981 (83)	2,611,951 (67)	2,139,663 (70)	2,139,264 (69)
その他	22,619 (2)	52,806 (2)	68,315 (2)	36,608 (2)	27,293 (2)
合計	1,535,578 (72)	1,904,787 (85)	2,680,266 (69)	2,176,271 (72)	2,166,557 (71)
本拠地球場 1試合平均	22,013	22,335	39,877	30,828	31,163

【MAZDA Zoom Zoom スタジアム広島】

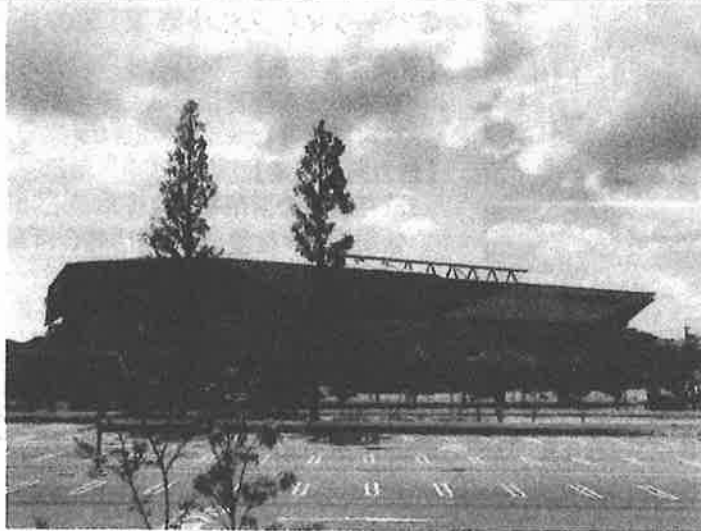
- ・最低211百万円/年を市に納付(411百万円/年2016年度)
- ・入場者数は毎年右肩上がり
- ・毎年、施設環境をグレードアップ

プロフィットセンターとしてのスタジアム(≒再投資可能)
⇒コンテンツが時間とともに充実、魅力の向上

広島市_平成29年度 広島市民球場運営協議会資料: <http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1284387151084/simple/kaigisiryou29.pdf>

ja.wikipedia_広島市民球場: [https://ja.wikipedia.org/wiki/MAZDA_Zoom-Zoom_スタジアム広島#/media/File:MAZDA_Zoom-Zoom_Stadium_Hiroshima\(March_21_2016\).JPG](https://ja.wikipedia.org/wiki/MAZDA_Zoom-Zoom_スタジアム広島#/media/File:MAZDA_Zoom-Zoom_Stadium_Hiroshima(March_21_2016).JPG)

■6-4-3.指定管理者制度_事例_吹田市_吹田市立サッカースタジアム



●吹田市立サッカースタジアム

【施設規模・構造】

建築面積: 24,712㎡
延べ面積: 66,355㎡
構造・階数: RC造(一部PC造)・S造/6階建て
屋根免震構造

【施設用途】

観覧場: 収容人員40,000人

【建設費】

14,000百万円(想定)

【財源】

寄付等: 14,085,665,383円
内訳: 法人9,950,186,535円/721社
個人622,152,091円/34,627人
助成金3,513,326,757円*

多様な関係者が知恵・資金等を持ち寄りWIN-WINの関係構築

・寄付の目標≒スタジアム整備費14,000百万円による事業スキーム

・ふるさと納税の制度活用: 高い控除率、スポンサー(金融機関)の配慮により手数料無料

※寄付の余剰額でオーロラビジョン2基を追加設置

・2067年まで約50年間の指定管理者(ガンバ大阪)

⇒大規模修繕(費用は市が基金として預り)を含む維持管理コストも指定管理者が負担≒指定管理料0円

・敷地: 借地、建築物: 市所有のため、固定資産税不要

・最新技術(3Dトラス構造・免震の屋根、基礎のプレキャスト化等による)コスト削減≒席あたりの単価は新国立の20%以下

日経BP_新・公民連携最前線: <http://www.nikkei.co.jp/atcl/Ak/15/434167/120900012/>

スタジアムつくり。for Osaka Dream: <http://www.field-of-smile.jp/>

7月定例教育委員会開催教育長報告事項: <http://www.city.suita.osaka.jp/var/rev/0/0069/8716/201571614450.pdf>

竹中工務店: <http://www.takenaka.co.jp/news/2015/06/03/>

経済波及効果_関西大学大学院会計研究科 宮本勝浩教授分析: <http://www.field-of-smile.jp/etadlum/pdf/effect.pdf>

※助成金: 日本スポーツ復興センター「スポーツ復興&助成」、国土交通省「住宅・建築物等CO2削減事業」、環境省「自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業」

●コスト縮減・人員削減を評価軸とした行政の姿勢、選定・モニタリング

民間ノウハウによる質の向上は評価が難しく、コスト(や利用者数)を中心とした評価軸による選定・モニタリング
⇒指定管理者は経費節減と貸館(≒利用者満足度が高い)に重点化

●行政の管理運営ノウハウの低下

限られた人員では指定管理者施設の日常的なモニタリングが困難
⇒指定管理者への「丸ごと」委託で、時間の経過とともに職員の間場感覚が低下

課題の連続が
負のスパイラルを助長

●新規参入のモチベーション低下

自由度の低い公募条件、過剰な地域要件、現行指定管理者への次回選定時におけるインセンティブ付与等
⇒「現行の事業者ありき」で事業採算性・新規性も低いため、応募意欲が減退

●不合理な役割分担

「300千円以下の修繕は指定管理者が指定管理料の範囲内で修繕」などの不合理な役割分担
⇒指定管理者は300千円以下の修繕をしないほうが経営にとってメリット≒管理コストの増大、劣化進行を助長

「指定管理者≠代理執行」を
正確に理解する必要性

指定管理者制度の本来の趣旨とは・・・

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、
民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、
施設の設置の目的を効果的に達成するため

単なるコスト縮減、人員削減のための制度ではない

⇒柔軟に制度を活用して自治体経営・まちづくりに結びつける事例も全国各地で展開

自治体ごと(or担当課ごとor施設ごと)に指定管理者制度の価値・活用を改めて考えなおす必要性

総務省「指定管理者制度の運用について」の発行: http://www.soumu.go.jp/main_content/000096783.pdf

丸ごとではない、⇔情報交換(連絡)

●民間ノウハウを最大限に活用するための工夫と適正なリスク分担

- ・指定管理者の公募条件を設定する前段階でのサウンディング型市場調査(流山市_総合体育館)
- ・性能発注の採用(掛川市_掛川城)
- ・+αのサービスの積極的な採用、加点(八千代市_託児サービス)
- ・事業性を考慮した指定管理期間の設定(吹田市_吹田スタジアム)
- ・自主事業の裁量を拡大し、「民間が稼ぐ」仕組みのビルトイン(浜松市_フルーツパーク、大阪市_大阪城公園、掛川市_掛川城)
- ・指定管理者が行う修繕の範囲(金額ではなく部位・改修の程度などを規定)や不具合発生時のリスク

【指定管理者制度運用ガイドライン(掛川市)】

指定管理者の主体性に基づいて経営する施設は、指定管理者の自主性や提案を最重視し、利用者へのサービスの最大化を図るとともに、施設運営の収支均衡又は指定管理者による独立採算の運営を目指す。主に利用料金制度を適用し、指定期間は10年以内とする。

●競争原理の確保

- ・現在の経営状況の徹底的な開示
- ・現行の指定管理者・外郭団体へのインセンティブの見直し(浜松市_フルーツパーク)
- ・直営との複合型(司書・学芸員など、本館と分館の役割分担(流山市_図書館))

●指定管理者制度に拘らない柔軟性

- ・指定管理者と同等のメリットは他の制度で代替(府中市_道路包括委託、大阪市_天王寺公園、道路協力団体)

指定管理者制度は・・・

「行政処分」により管理の主体を指定し、「協定(≒対等)」により事業内容を決定、柔軟な変更も可能
⇒趣旨を正確に理解し、様々な既成概念・前例踏襲・既得権益を払拭することで、
自由度の高い(≒当該施設のポテンシャルを生かした)施設経営が可能

領 収 書 等 添 付 一 覧 (令 和 元 年 度)

使途項目	資料購入費		
年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	整理番号
H30.4分	新聞購読料	3,086 円	1
R 1.5分	新聞購読料	3,086 円	2
R 1.6分	新聞購読料	3,086 円	3
R 1.7分	新聞購読料	3,086 円	4
R 1.8分	新聞購読料	3,086 円	5
R 1.9分	新聞購読料	3,086 円	6
R 1.10分	新聞購読料	3,086 円	7
R 1.11分	新聞購読料	3,086 円	8
R 1.12分	新聞購読料	3,086 円	9
R 2.1分	新聞購読料	3,086 円	10
R 2.2分	新聞購読料	3,086 円	11
R 2.3分	新聞購読料	3,086 円	12
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		37,032 円	

※ 支出にかかる領収書等の貼付に当たり、添付事項を一覧に整理し、「領収書等の貼付用紙」の表紙として活用してください。

領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令 和 元 年 度)

使 途 項 目	資 料 購 入 費
参 考 様 式 2 の 「 整 理 番 号 」	1

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

 領 収 証

穴太 7 2 3

2019年 4月分

お問合せNo. 1230

(50) 40.00集金

三 林 浩 様

銘 柄 名	部 数	金 額	備 考
中日新聞朝刊	1	3,086	

合 計 金 額
3,086 円

毎度ご購読ありがとうございます。
上記の金額正に領収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北大社
伊藤新聞販売店
東京町北大社21
TEL 76-2030
FAX 76-2112
☎ 0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令 和 元 年 度)

使 途 項 目	資 料 購 入 費
参 考 様 式 2 の 「 整 理 番 号 」	2

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

 領 収 証

穴太 7 2 3

三林浩 様

2019年 5月分

お問合せNo. 1230

(50) 40.00集金

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞朝刊	1	3,086	

合計金額
3,086 円



毎度ご購読ありがとうございます。
上記の金額正に前取致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北 大社 専売所
伊藤新聞 領店 収
東京町北 大社 211
☎ 7 6 - 2 0 3 4
FAX 7 6 - 2 1 1 2
☎ 0 1 2 0 - 2 0 3 0 7 6

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令 和 元 年 度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式2の「整理番号」	3

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

 領 収 証

穴太 723

2019年 6月分
お問合せNo. 1230
(50) 40.00集金

三林浩 様

品 名	部 数	金 額	備 考
中日新聞朝刊	1	3,086	

合計金額
3,086 円

毎枚ご購読ありがとうございます。
上記の金額正に領収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞 伊藤新聞店
東員町北大社21
TEL 76-2030
FAX 76-2112
0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領収書等貼付用紙(令和元年度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式2の「整理番号」	4

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

 領 収 証

穴太 723

2019年 7月分

お問合せNo. 1230

(50) 40.00集金

三林浩 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞朝刊	1	3,086	

合計金額
3,086 円

毎度ご購入ありがとうございます。
上記の金額正に領収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北大大社 伊藤新聞
伊藤新聞 領収店
伊藤新聞店
東京 町北 大社 21
☎ 76-2030
FAX 76-2112
☎ 0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令 和 元 年 度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式2の「整理番号」	5

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

 領 収 証

穴太 723

2019年 8月分

お問合せNo. 1230

(50) 40.00集金

三林浩 様

品 名	部数	金額	備考
中日新聞朝刊	1	3,086	

合計金額
3,086 円

毎度ご購読ありがとうございます。
上記の金額正に領収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北太社
伊藤新聞領収店
東員町北太社21
☎ 76-2030
FAX 76-2112
☎ 0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領収書等貼付用紙(令和元年度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式2の「整理番号」	6

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

 領 収 証

欠太 7 2 3

三林浩 様

品 名	部 数	金 額	備 考
中日新聞朝刊	1	3,086	

2019年 9月分
お問合せNo. 1230
(50) 40.00集金
(本体:¥2,857)
(消費税:¥229)

合計金額
3,086 円

※度ご確認ありがとうございます。
上記の金額正に印収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北大社 伊藤新聞
東員町北大社21
TEL 76-2030
FAX 76-2112
TEL 0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。


また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領収書等貼付用紙(令和元年度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式2の「整理番号」	7

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

 領 収 証

穴太 723

三林浩 様

銘柄(※は軽減税率対象)	部数	金額	備考
※中日新聞朝刊	1	3,086	

2019年10月分

お問合せNo. 1230

(50) 40.00集金

(8% 3,086円)

(10% 0円)

合計金額

3,086 円



尚ほご精算ありがとうございます。
上記の金額正に預収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北大大社 伊藤新聞店
伊藤新聞店
東京町北大大社21
☎ 76-2030
FAX 76-2112
☎ 0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領収書等貼付用紙(令和元年度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式2の「整理番号」	8

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

領 収 証

穴太 723

三林浩 様

品 名 (※は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*中日新聞朝刊	1	3,086	

2019年11月分

お問合せNo. 1230

(50) 40.00集金

(8% 3,086円)

(10% 0円)

合計金額

3,086 円



毎度ご購読ありがとうございます。
上記の金額正に領収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北太社
伊藤新聞 伊藤新聞店
東員町北太社21
☎ 76-2030
FAX 76-2112
☎ 0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。


また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令 和 元 年 度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式2の「整理番号」	9

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

 領 収 証

穴太 7 2 3

三林浩 様

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部 数	金 額	備 考
*中日新聞朝刊	1	3,086	

2019年12月分

お問合せNo. 1230

(50) 40.00集金

(8% 3,086円)

(10% 0円)

合計金額

3,086 円



毎度ご購読ありがとうございます。
上記の金額正に領収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北社 伊藤新聞
伊藤新聞 伊藤新聞店
〒112-8601 東京都北区大塚2-1-1
☎ 7-6-2034
FAX 7-6-2112
☎ 0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領収書等貼付用紙(令和元年度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式2の「整理番号」	10

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

 領 収 証

穴太 723

三林浩 様

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞朝刊	1	3,086	

2020年 1月分
お問合せNo. 1230
(50) 40.00集金
(8% 3,086円)
(10% 0円)

合計金額
3,086 円

毎度ご購入ありがとうございます。
上記の金額正に領収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北大社 伊藤新聞店
東員町北大社21
☎ 76-2030
FAX 76-2112
☎ 0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領収書等貼付用紙(令和元年度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式2の「整理番号」	11

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

 領 収 証

穴太 723

三林浩 様

品 名 (*は軽減税率対象)	部 数	金 額	備 考
*中日新聞朝刊	1	3,086	

2020年 2月分

お問合せNo. 1230

(50) 40.00集金

(8% 3,086円)

(10% 0円)

合 計 金 額
3,086 円

毎度ご購読ありがとうございます。
不足の金額正に領収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北大大社 伊藤新聞
伊藤新聞 領収店
東京町北大大社21 伊藤新聞店
TEL 7-6-2030
FAX 7-6-2112
TEL 0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。

また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令 和 元 年 度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式2の「整理番号」	12

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 平成・令和 年 月 日

領 収 証

穴太 723

2020年 3月分
お問合せNo. 1230
(50) 40.00集金
(8% 3,086円)
(10% 0円)

三林浩 様

品 名 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備 考
*中日新聞朝刊	1	3,086	

合 計 金 額
3,086 円

毎度ご購入ありがとうございます。
上記の金額正に領収致しました。

取扱い金融機関
百五銀行
J.A. 郵便局
中京ファイナンス株式会社

中日新聞北太社専売店
伊藤新聞領店収
東員町北太社2F
☎ 76-2030
FAX 76-2112
☎ 0120-203076

※領収書等は、重ねずに貼ってください。
また、本用紙1枚に晴れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	